

神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱の 一部改正（案）の概要

1. 背景

平成 27 年度より実施されている子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行うもの）の利用にあたり、市町村は保護者の申請を受け、教育・保育給付認定を行うこととされています。

併せて市町村は、保育認定を受けた子どもが教育・保育施設及び地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）の利用を希望するにあたり、利用調整を行うこととされています。

この度、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき制定された「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」の一部を改正する必要がありますので、ご意見を募集します。

2. 改正の方針

（1）親族の介護・看護

保育所利用調整において親族の介護・看護を理由とする場合は、状況に基づいて「基本点数」を設定していますが、就労を理由とする場合と点数差が生じています。介護・看護の場合、最高点に該当するには、「臥床者（寝たきり）」であること、もしくは重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある「重症心身障害児（者）」であることとしており、対象者を限定しています。晩婚化、晩産化や少子高齢化等の影響により、育児と介護を同時に行っている方（ダブルケアラー）がおられ、その身体的・精神的な負担の大きさに対して、社会全体での支援が求められています。

そのため、「基本点数」中の「介護・看護」の最高点を100点に引き上げることとし、被介護（看護）者の重症心身障害児（者）については、重度身体障害者・重度知的障害者・重度精神障害者に拡大します。また、「介護・看護」の項目数を現在の5項目から3項目に集約します。

（2）里親またはファミリーホーム

本市では、特に愛着関係の基礎がつくられる乳幼児期のこどもについて重点的に里親委託を進めており、共働きの登録里親も増えています。さらに里親登録を増やす環境を整えるため「調整点数」において里親に関する項目を新たに設定する必要があります。

そのため、「調整点数」に「里親またはファミリーホームとして委託を受けた子どもについて申込をする場合 20点」という項目を新設します。

3. 改正（案）の概要

「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」を以下のとおり改正します。

利用調整基準の一部改正

(1) 基本点数（介護・看護）

【現行】

事由	点数	保育できない理由・状況
親族の介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児（者）の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、20 日以上かつ週 40 時間以上保育が常時困難な場合
	80	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ週 30 時間以上保育が困難な場合
	70	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ週 24 時間以上保育が困難な場合
	60	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ週 16 時間以上保育が困難な場合
	50	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月 64 時間以上保育が困難な場合

【改正案】

事由	点数	保育できない理由・状況
親族の介護・看護	100	寝たきりの方、重度の障がいのある方の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ週 40 時間以上保育が常時困難な場合
	80	病気や障がい等で介護・看護が必要な方の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ週 24 時間以上保育が困難な場合
	60	病気や障がい等で介護・看護が必要な方の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月 64 時間以上保育が困難な場合

(2) 調整点数（項目新設）

【改正案】

内容		点数
世帯の状況	里親またはファミリーホームとして委託を受けた子どもについて申込をする場合	20

4. 施行予定日

令和 7 年 9 月 16 日より施行します。ただし、令和 8 年 4 月 1 日入所分より適用します。